

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の総人口は、2018年4月1日現在で、60,461人となっている。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）は、それぞれ7,243人、34,973人、17,707人となっており、総人口に占める割合は、それぞれ12.1%、58.4%、29.5%となっている。

工業統計調査によると、常総市の製造品出荷額は茨城県内44市町村の中で第8位と高い位置を占めている。品目別では、汎用機械、食料品、金属製品の順で出荷額が高くなっている。また、市内商業者の構成比（平成26年経済センサスより）を見ると、全体に占める割合は、卸売・小売業24.17%、製造業15.35%、建設業14.99%、続いてサービス業関係の順となっており、限られた業種が突出して高い比率を占めているわけではなく、多様な業種が当市の産業を支えていることがわかる。

当市では、平成31年度までに『常総市産業振興ビジョン』を策定する。策定にあたり、商工会員、企業にアンケート調査を実施し、産業の現状と今後の展望について検証し、労働生産性の向上が図れる計画の策定を目指す。

また、平成29年2月に開通した、圏央道常総インターチェンジを契機に、常総IC周辺地域整備事業が開始された。生産・加工・流通・販売の強化や、農業を活かした交流を視野に入れながら、農家及び関係機関が連携して、6次産業化や地域のブランド化の推進を図る。

毎年度実施している中心市街地における空き店舗調査では、年々空き店舗数が増加しているという結果があり、店舗の老朽化や後継者の不足、水害の影響、近郊の大規模小売店舗の影響等が考えられる。さらに、商工会員数は直近10年で500名以上減少しており、市の施策としては、水害被害者への融資に対しての保証料補助や利子補給、新規の事業者への空き店舗活用補助金や創業支援事業（常総創業塾、ビジネスプランコンテスト）等を行い、商工会をはじめとする関係機関と連携しながら、商業振興に努めているが、衰退の一途を辿っている。このような厳しい状況に歯止めをかけるためには、常総市の産業を支えている中小企業者の生産性の向上が不可欠となっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の1つとなり、茨城県西地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

常総市の産業は、建設業、小売業、サービス業、製造業と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

常総市の産業は、駅周辺の商店街及び 4 つの工業団地を中心に広く立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

常総市の産業は、建設業、小売業、サービス業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が常総市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、紙ベースで行っていた作業のシステム化や、在庫管理をバーコード化するなど多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均 3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 3 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納している者は認定の対象としない。